

## 第1 審査会の結論

異議申立人が平成26年9月19日付けで行った銚子市情報公開条例（平成10年銚子市条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）に対し、実施機関が平成26年10月1日付け銚子市健指令第3号で、開示請求の対象となった公文書の一部を不開示とした決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

原決定を取り消し、開示請求に係る公文書の全部を開示するとの決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

実施機関が原決定において、条例第8条第2号及び第3号を根拠に不開示とした部分については、同条第2号及び第3号に該当しない。たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書ア、イ及びウ並びに第3号ただし書に該当するので、不開示とする理由がない。

実施機関は、原決定において、平成24年9月29日に「気付いて、つながる、いのちの絆。」と題して催された講演会（以下「講演会」という。）に関する公文書に記載された講師の謝礼金及び口座情報について、個人に関する情報であると主張するが、職員に対する贈与等の情報は個人に関する情報ではない。一般には、贈与等の金額が2万円以上の場合、贈与等報告書により国民に公開されているが、贈与等の金額が2万円未満の場合に公開されないのは、プライバシーの保護を目的としたものではなく、単に事務の煩雑化を回避するためのものである。贈与等は職員の公務に対する報酬又は謝礼であり、講演者は、地方公務員であるにとどまらず、千葉県立の公立病院の長であり、各種学会並びに国及び地方公共団体の審議会等において重要な地位に就いている。

それにもかかわらず、実施機関が特別に講演者の謝礼金額を不開示としたことは、情報の隠ぺいと思われても不思議がない。

また、講演会における講演が、勤務時間外又は休暇中であつたとしても、職員が実施機関から謝礼金を受けた情報は、公務の遂行に関する情報であり、その外観を有している。実際に講演会の開催にあたっては、銚子市の広報誌、講演会のお知らせ等において、講演者の氏名のほか、その所属及び職名まで明示している。さらに講演会においては、肩書の表示や講演者の紹介など職務性の外観を自ら進んで表出し、講演会の出席者も公的地位にある者による言説として傾聴するのである。これに対し対価を受けていることは、十分に推認することができており、不開示というプライバシーの保護には値しない。

このように講演者の謝礼金に関する情報は、極めて公的な活動から生じたものであり、謝礼金の金額を含めて全部を開示すべきである。実際、他の自治体や独立行政法人では、情報公開の手続きを経ると、謝礼の具体的な金額を公開している。

### 第3 実施機関の説明要旨

講演者の口座情報については、個人の財産に関する情報であって特定の個人を識別できる情報であり、謝礼金の金額については、当該情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、公開された他の情報と照合することにより誰の情報であるか特定できることから、いずれも条例第8条第2号に該当すると判断し不開示とした。

また、法人の口座情報については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている情報であり、これを開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号に該当すると判断し不開示とした。

これらの理由から、実施機関としては原決定を維持することが適切であると考えている。

### 第4 審査会の判断

#### 1 原決定において不開示となった部分について

原決定において不開示となった部分は、講演会に関する公文書に記載された講師の謝礼金の金額に関する情報及び口座情報並びに法人の口座情報である。講師の口座情報は、具体的には講師から実施機関に提出された口座振替依頼書の記載内容であり、口座名義人の氏名、印影、住所、電話番号及び生年月日並びに振込先金融機関の名称、本支店名、預金種目及び口座番号がその内容である。また、法人の口座情報は、講演会の開催のために実施機関がトナーカートリッジ等の消耗品を購入した際の納入事業者である法人の口座情報であり、具体的には購入代金の振込先金融機関の名称、本支店名、口座番号及び口座名義人がその内容である。

#### 2 講師の謝礼金について

講演会における講演については、地方公務員である講師が、地方公務員法第38条第1項の規定による任命権者の許可を受け、その職務を離れて私的な活動として行われたことが確認された。そのため当該講演に対する謝礼についても、講師の地方公務員としての職務ではなく、講師の私的な活動に対してなされたものといえ、講師の謝礼金は、講師の私的な活動に対する対価であり、個人の収入に関する情報と認められる。

なお、異議申立人は、肩書の表示や講演者の紹介などが職務性の外観を作出した旨主張しているが、これらは、講演者が講演内容を語るに相応し

い人物であることを示しているに過ぎず、職務性の外観を作出したとまではいえない。仮にそのような外観を作出していたとしても、異議申立人が主張する外観法理は取引安全保護のために認められたものであり、本件事案に適用ないし準用されるべきものではない。

また、講師の所属、職名及び氏名については、条例第8号第2号アに該当し、原決定において開示されたことから、同一の公文書に記載された講師の謝礼金の金額に関する情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第2号の個人情報に該当する。

### 3 講師の謝礼金に関する条例第8条第2号ア、イ及びウの該当性

#### (1) 条例第8条第2号アの該当性

講師の謝礼金について、法令等の規定により、又は慣行として、公にされ、又は公にされることが予定されている情報の該当性については、次のとおり検討する。

##### (ア) 贈与等報告書について

異議申立人の主張にある「贈与等報告書」について検討する。贈与等報告書は、国家公務員倫理法第6条第1項の規定により、国家公務員のうち本省課長補佐級以上の職員が、事業者等から、贈与等を受けた場合又は原稿執筆、講演等に対する報酬を受けた場合で、その1件当たりの金額が5千円を超えるとときに、各省各庁の長等に、四半期ごとに報告するもので、贈与等報告書の提出を受けた各省各庁の長等は、同法第9条第1項の規定により、これを5年間保存し、保存されている贈与等報告書については、同法第9条第2項の規定により、1件当たりの金額が2万円を超える部分に限り、何人でも閲覧を請求することができる。

国家公務員倫理法については、国家公務員に限り適用されるもので、地方公務員については、同法第43条の規定により、地方公共団体に対し、国等の施策に準じた地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずる努力義務が課されているに留まり、贈与等報告書又はこれに準じた書類の提出及び閲覧の実施については、それぞれの地方公共団体の判断に委ねられている。このため、講師が所属する千葉県に確認したところ、千葉県においては国家公務員倫理法に基づく贈与等報告書に相当する報告の制度はない。したがって講師の謝礼金の金額は公表されない。

##### (イ) 市の歳出としての性格について

講師の謝礼金は、講師個人の収入に関する情報としての性格を有す

ると同時に、銚子市が支出する経費である歳出としての性格も有する。歳出については、市民の税金などで賄われるため、予算及び決算において、これらの経費を明らかにし市民に対する説明責任を果たす必要がある。謝礼金についても例外ではなく、歳出として支出される以上、予算書、決算書等の書類の中にその金額が記載される。

しかし、予算書、決算書等に記載される金額は、各予算科目ごとの合計金額であり、同一科目から複数の支出があった場合は、個別の支出金額は明らかにされない。

そこで平成24年度の予算書、決算書等において、講師の謝礼金の支出予算科目である4款 衛生費－1項 保健衛生費－2目 予防費－8節 報償費について確認したところ、当該科目において複数の支出があったことが認められ、講師の謝礼金の金額は明らかになっていない。

(ウ) その他の公表事由について

(ア)及び(イ)において検討した事由のほか、講師の謝礼金の金額が公表される事由は認められない。

(2) 条例第8条第2号イの該当性

条例第8条第2号イに関しては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するための講師の謝礼金を開示する必要性は認められない。

(3) 条例第8条第2号ウの該当性

講師の謝礼金は、職務遂行に係る情報に属する公務員の所属、職名又は氏名ではないため、条例第8条第2号ウに該当しない。

4 講師の口座情報について

講師の口座情報については、講師個人の預金資産に関する情報であり、講師がいかなる金融機関に預金口座を有しているかという情報も含め、個人に関する情報に属する。また、口座名義人の氏名、住所等が記録されていることから、特定の個人を識別することができるため、条例第8条第2号の個人情報に該当する。

5 講師の口座情報に関する条例第8条第2号ア、イ及びウの該当性

まず、条例第8条第2号イに関しては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するための講師の口座情報を開示する必要性は認められない。また、同号ウに関しては、職務遂行に係る情報に属する公務員の所属、職名又は氏名ではないため、同号ウに該当しない。次に同号アについて、講師の口座情報のうち口座名義人の氏名を除いた部分に関しては、法令等の規定により、又は慣行として、公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないため、同号アに該当しない。

講師の口座情報のうち口座名義人の氏名に関しては、口座名義人が講師本人であった場合は、講演会の開催にあたって、銚子市の広報誌、講演会のお知らせ等において講師の氏名を表示して広く市民に周知したほか、講演会においては講師の氏名の表示、講師の紹介などにより出席者に周知しており、講師の氏名が公表されたことが認められることから、同号アに該当する。

しかしながら、講師の口座情報のうち口座名義人の氏名を開示し、その他の部分を不開示とした場合、口座情報としての意味をなさず、客観的な有意性が認められない。そのため口座名義人が講師本人であった場合についても、条例第9条ただし書の部分開示の例外規定の適用により、講師の口座情報の全部を不開示とすることが適当である。

#### 6 法人の口座情報について

法人の口座情報については、請求書又は見積書の交付を受ける顧客に対する関係では、一般に知られ得る情報ではあるが、債権者である当該法人が自らの営業活動のために使用するものであり、その公開範囲は当該法人が自ら選択できるものであって、本来的に外部への公表が予定されている情報ではない。また、当該法人の取引金融機関に関する情報であるとともに、当該法人の預金資産に関する情報であるともいえ、これらの情報は、法人の内部情報として管理するのが通常であり、これらの情報を開示した場合に、競争上若しくは事業運営上の地位又は財産権を侵害する可能性を否定できないものであり、法人の口座情報は、条例第8条第3号の事業活動情報に該当する。

#### 7 条例第8条第3号ただし書の該当性

条例第8条第3号ただし書の規定については、同号に該当した事業活動情報について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、法人の権利利益を害することになっても、なお公益上開示することが強く要請されるものに限り適用される例外的な規定である。講演会の開催のための消耗品の納入事業者である法人については、口座情報の開示に関してそのような公益性は認められないことから、同号ただし書の規定には該当しない。

#### 8 結論

以上のとおり、原決定において不開示となった部分のうち講師の謝礼金の金額に関する情報及び口座情報（口座名義人が講師本人であった場合の当該口座名義人の氏名を除く。）については、条例第8条第2号に該当し、同号ア、イ又はウのいずれにも該当しないため、法人の口座情報については、同条第3号に該当し、同号ただし書に該当しないため、また、口座情報のうち口座名義人が講師本人であった場合の当該口座名義人の氏名につ

いては、条例第9条ただし書の規定により、これらの情報は不開示とすべきである。

したがって、原決定を維持することが妥当である。

第5 審議経過及び審査委員

1 審議経過

平成26年10月17日 諮問書の受理

平成26年11月 5日 異議申立人の意見書受理

平成26年11月10日 諮問実施機関の意見書受理

平成26年11月19日 審議（第1回）

平成27年 1月21日 審議（第2回）

平成27年 2月18日 審議（第3回）

2 審査委員

会長 富永博之、委員 明妻隆夫、委員 金塚英治

以 上